

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成21年5月21日(2009.5.21)

【公開番号】特開2007-282881(P2007-282881A)

【公開日】平成19年11月1日(2007.11.1)

【年通号数】公開・登録公報2007-042

【出願番号】特願2006-114117(P2006-114117)

【国際特許分類】

A 43 B 7/36 (2006.01)

【F I】

A 43 B 7/36

【手続補正書】

【提出日】平成21年4月8日(2009.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

弹性層の上面側に上面側通電性層、下面側に下面側通電性層が配置される中底であって

、
弹性層は絶縁性であり、

中底の周縁部に施された縁縫いの導電糸により、両通電性層が導通されることを特徴とする通電性中底。

【請求項2】

上面側通電性層は、導電糸が少なくとも一本または適当な間隔で織り込まれるか編み込まれて作られる布帛であるとともに、導電糸が少なくとも第一趾中足骨頭ないし第二趾中足骨骨頭あたりを通るようにされており、

下面側通電性層は、網状、膜状又はシート状の通電性のものであることを特徴とする請求項1に記載の通電性中底。

【請求項3】

前記下面側通電性層が、前記縁縫いを施した後に導電性接着剤を塗布して膜状又はシート状に形成されることを特徴とする請求項1または2に記載の通電性中底。

【請求項4】

請求項1～3のいずれかに記載の通電性中底を有する帶電防止性靴であって、

甲皮下縁部が周縁部に縫合された通電性中底の下面側通電性層に、通電性靴底が接合してなることを特徴とする帶電防止性靴。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

すなわち、好ましい態様の通電性中底は、上面側通電性層として、導電糸が少なくとも一本または適当な間隔で織り込まれるか編み込まれて作られる布帛を用い、前記導電糸が少なくとも第一趾中足骨頭ないし第二趾中足骨骨頭あたりを通るようにされており、下面側通電性層として、網状、膜状又はシート状の通電性のものを用いる。

また、下面側通電性層が、縁縫いを施した後に導電性接着剤を塗布して膜状又はシート状に形成されるものであってもよい。